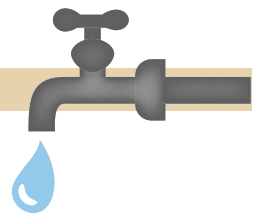


水道等の使用に関するお知らせ



水道、下水道の使用の手続きについて

次に該当する場合は、届け出が必要ですので、下記担当にご連絡ください。

- 住宅を新築または引っ越しで水道および下水道の使用を開始する場合
- 引っ越しにより住宅の水道および下水道の使用を休止する場合
- 住宅の売買によって住宅の所有者が変わる場合
- 事業の開始や休止によって用途が変わる場合

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書でのお支払いのほか、口座振替がご利用できます。コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がありませんので、ぜひご利用ください。

■口座振替の申し込み方法

下記に記載されている金融機関の窓口にて、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

■口座振替が利用できる金融機関および口座振替日

金 融 機 関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫本店・各支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行本店・各支店	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

※振替日が土曜日、日曜日、休日、祝日の場合は、翌営業日に振り替えとなります。

■口座振替のご注意

毎月の振替日前に、必ず口座残高をご確認ください。

3カ月間連続で残高不足による未納が続いた場合、以降の納入は納入通知書によりお支払いいただきます。

水道メーター使用料について

今後使用する予定が無い住宅や施設であっても、水道が接続されている場合はメーター器が給水管に設置されているため、毎月メーター使用料（一般家庭用 口径13mmの場合329円から432円）が請求されます。

長期間の不在等で水道を使用しない場合は、事前に休止の届け出をすることでメーター使用料のみの請求となり、料金を軽減することができます。

また、水道の廃止には、メーター器の撤去工事に1万5千円の費用負担がかかります。撤去工事を希望される場合は、下記担当までお問い合わせください。

問合せ／管理担当（内線4514）

まるまる 協力隊の〇〇な話 倉持龍太郎



こし協力隊としての任期が終了します。この3年間、本当に多くの人に支えられていたんだなぁと改めて感じています。

移住したての頃に色々とお話を聞かせてくださった方、町のことについてお話を聞きながら熱心に語ってくれた方、そして進路について悩んでいたときに話を聞いてくださった方など、振り返るとたくさんの方からご支援を頂きました。本当にありがとうございました。至らぬ点も多く、ご迷惑をお掛けしたこともあったと思います。しかし、活動を通して得られたさまざまな経験は、僕にとってとても大きなものになりました。

任期終了後も別海町に残り生活していきますので、皆さん今後ともよろしくお願いいたします。

「光陰矢の如し」とはよく言ったもので、別海町に来てから早くも4回目の3月を迎えることになりました。同時に今月末で地域お